

仕様書

1 業務の名称

札幌市職員採用に係る広報物の制作及び掲出業務

2 目的

競合する民間企業や他官庁より優れたデザイン、視認性を有する広報物を作成し、掲出することで、札幌市職員の募集や採用試験について受験を検討している方に広く周知し、受験者数の増加につなげることを目的とする。

3 契約履行期間

契約締結日から令和7年3月28日までとする。

4 業務内容

受託者は、以下の業務に係る一切（企画、運営、連絡調整及び費用の支払い等）を業務範囲とする。

(1) 撮影

業務内容4(2)で使用するための写真を撮影すること。札幌市人事委員会事務局が指定する被写体（職員等）を撮影し、被写体が映えるよう構図や表情などのアイデアを積極的に提供すること。撮影日は委託者と打合せの上、決定すること（札幌市内で1日程度の撮影を想定）。

(2) 素材データの制作

以下ア～エの素材データを制作すること。なお、内容やデザイン等については、上記目的を踏まえたものとし、受託者と委託者協議のうえ決定すること。

ア 車内広告用データ

札幌市営地下鉄（以下、「地下鉄」という。）車内における「まど上ポスターーフジャック」で広告を掲示するため、以下の原稿データを制作すること。なお、形式は jpeg および ai とする。

B3（縦 364mm×横 515mm）

イ 大型ビジョン静止画データ

地下鉄駅構内におけるビジョン「SAPPORO SNOW VISION」での放映に適したサイズの静止画データを制作すること。なお、形式は jpeg および ai とする。

ウ 職員募集ポスターデータ

地下鉄駅構内や関係施設等で掲出するためのポスターの原稿データを制作し、令和7年2月12日（水）までに委託者に納品すること。受託者が作成した原稿データをもとに、委託者にて別途印刷・製本を行

う。なお、形式は PDF、ai 及び indd とする。

エ ホームページ及び WEB 広告用のバナーデータ

ホームページや WEB 広告を掲載するため、以下の 6 種類の原稿データを制作し、令和 7 年 2 月 12 日（水）までに委託者に納品すること。なお、形式は jpeg 及び gif とする。

横 580 ピクセル×縦 385 ピクセル

横 320 ピクセル×縦 50 ピクセル

横 728 ピクセル×縦 90 ピクセル

横 320 ピクセル×縦 250 ピクセル

横 300 ピクセル×縦 600 ピクセル

横 160 ピクセル×縦 600 ピクセル

※ 札幌市役所公式ホームページ掲載時に修正が必要な場合があるため、完成画像である j p g、g i f のほか、P h o t o s h o p 等の修正可能なデータも併せて納品すること。

(3) ポスター印刷

地下鉄車内における「まど上ポスターハーフジャック」でポスター掲出を行うため、業務内容 4 (2)アで制作したデータを使用し、以下のとおり印刷すること。

ア サイズ及び印刷部数

B3（縦 364mm×横 515mm）：7392 枚

イ 用紙

コート紙

ウ 印刷方法

オフセット印刷

エ その他

上記アで印刷したポスターは、札幌市交通局が定める広告掲載基準を満たすなど、掲示場所に適した内容・仕様にする。

(4) 「まど上ポスターハーフジャック」における広告掲出及び撤去

業務内容 4 (3)で印刷したポスターを以下のとおり掲出すること。また、掲出期間終了後は、速やかに撤去作業を行うこと。

令和 7 年 2 月上旬～ 3 月下旬におけるいずれかの連続した 28 日間

※ 詳細は、委託者と受託者協議の上で決定すること。

(5) 「SAPPORO SNOW VISION」における放映

業務内容 4 (2)イで制作したデータを使用し、以下のとおり、広告掲出を行うこと。

ア 放映場所

北・南側エリア「南北セット」

イ 放映期間

令和7年2月上旬～3月下旬におけるいずれかの連続した14日間

※ 詳細は、委託者と受託者協議の上で決定すること。

(6) 作業時の留意事項

ア 広告物の設置方法は事前に委託者と協議の上、落下等の危険性がない方法をとること。必要に応じて現地調査を行うこと。

イ 設置および撤去作業時は、周囲に十分注意し、安全を確保すること。脚立を使った高所での作業を行う際は、カラーコーン等を設置するとともに、作業員の他に作業をせずに周囲を管理する者を設置し、一般の歩行者等に危険がないよう作業に取り組むこと。

ウ 設置および撤去作業時は、広告物の設置部分周囲の設備等に損傷を与えないよう十分に注意し、現状復旧可能な設置方法をとること。受託者の責により設置部分や周囲の設備等に損傷などを与えた場合は、修繕を施し現状復旧させること。なお、その費用については受託者負担とする。

エ 作業に関する施設管理者等への必要な申請は委託者で行う。

5 本業務で制作した各種素材の二次利用について

業務内容4(1)及び(2)のデータについては、原則として委託者が管理・活用する媒体においても掲載・掲出できるようにすること。

具体的な媒体や、契約期間後の利用可否については、委託者・受託者で協議の上、調整する。

6 成果物の提出

受託者は、業務完了後速やかに、業務完了届を下記のとおり提出すること。

また、素材等のデータを保存するメディアのフォーマット及びファイル形式等は、Windowsに対応したものとすること。

(1) 業務完了届

(2) 本業務の制作物等に関するデータを保存したCD-RまたはDVD-Rなどのメディア

7 権利関係

(1) 本業務の履行にあたり、疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により処理する。

(2) この仕様に定めのない事項については、委託者及び受託者で協議の上、決定すること。

(3) 受託者は関係法令を遵守し、誠実に業務を遂行すること。

(4) 委託者又は委託者の関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合であらかじめ委託者の承諾を得たものについては、この限りではない。

(5) 本業務の遂行にあたり、必要がある場合は相互調整のため打ち合わ

せを行うものとする。

- (6) 本業務の遂行に伴う打ち合わせ、資料、計画等の内容については、外部に漏洩しないこと。なお、本契約が終了し、また解除された後においても同様とする。
- (7) 受託者は、本業務の遂行にあたり、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないことを保証すること。第三者から成果物に関して権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者の費用および責任において解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (8) 受託者は、成果物の納入、検査合格後、本業務の成果物に関連する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、直ちに無償で委託者に譲渡するものとする。また、委託者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとする。

なお、成果物の中に使用する写真など、受託者が第三者から使用に係る許諾を得たものについてはこの限りではなく、委託者は本仕様に定める業務もしくは契約履行期間外に成果物を利用等する場合については、都度受託者に確認することとする。
- (9) 受託者は、成果物に関する著作者人格権を、札幌市または札幌市が指定する第三者に対して行使しないものとする。